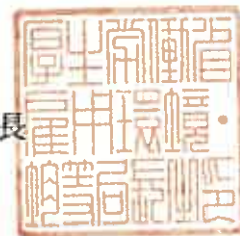


雇均発 0221 第 3 号

令和 4 年 2 月 21 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の再度の周知及び本助成金に関する御理解と御協力をお願いについて

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校や保育所等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の方を支援する助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を設けており、令和 4 年 1 月 26 日付けで周知について協力依頼をさせていただいたところです。

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、小学校や保育所等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者が必要な休暇を取得できるよう、改めて、傘下企業への周知広報につきまして下記 HP や LINE チャットボット、添付のリーフレット等も併せて御案内いただく等、御協力いただきますようお願いいたします（なお、HP は手続の御案内はじめ随時更新するとともに、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」というリーフレットを今回新しく致しました。）。

また、本助成金のさらなる活用促進のため、都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を設置し、労働者からの相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等も行っています。加えて、労働局からの助成金活用に事業主に応じていただけない場合は、休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請することも可能としています。

こうした助成金及び直接申請の仕組みについて、添付のリーフレットの内容も含めて、御理解・御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(裏面に続きます)

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

- ・厚生労働省公式 LINE チャットボット

友だち追加用リンク <https://lin.ee/qZZIxWA> (QR コード→)



【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111 (内線7929、7866)